

第6章 実現化方策

6-1 「“感動のまち”おばま」の実現に向けて

(1) “感動”を意識した事業や施策の展開

本市が取り組むべき事業や施策の目的は、公共の福祉の確保、市民生活の利便性や質の向上、安全や安心の確保、経済活動の活性化や活力の創出などさまざまですが、本計画が掲げる『人と自然・歴史・文化を紡ぐ“感動のまち”おばま』を実現するためには、事業や施策によってどのような感動を与えることができるかを考えることが必要です。

感動する場面は人によってさまざまであり、また、市民と来訪者では、感動の状態が異なることもあります。本計画では、まちづくりの理念をめざすための5つの基本方針を定め、それぞれの基本方針によって生み出される感動とはどんなものかをイメージしています。

今後の事業や施策の企画・調査・検討・設計・実施などにあたっては、“感動のまち”の実現を目的の一つに据えて、総合的な視点で取り組んでいきます。

(2) 関係部局間の連携による戦略的な取組み

感動の要素は、場所・モノ、時間・季節、生まれ育った環境、市民・来訪者などによってさまざまであり、それらに関わる行政の担当部局も多岐にわたります。これまでは、各担当部局の事業や施策として、それぞれの創意工夫の下で質的向上などに取り組んできました。

“感動のまち”をめざすためには、一つの事業や施策に複数の部局が知恵を出し合うだけでなく、異なる複数の事業や施策間の連携も重要となります。

今後も厳しさが予想される行財政状況の中で、感動まちづくりを効果的・波及的に推進していくため、関係部局や国・県などとの連携を強めながら戦略的に取り組んでいきます。

このため、本計画がめざす目標像を庁内関係部局で共有し、横断的な連携体制を強化するとともに、大規模・骨格的な事業に際しては、プロジェクトチーム^(※)などの体制を整えます。

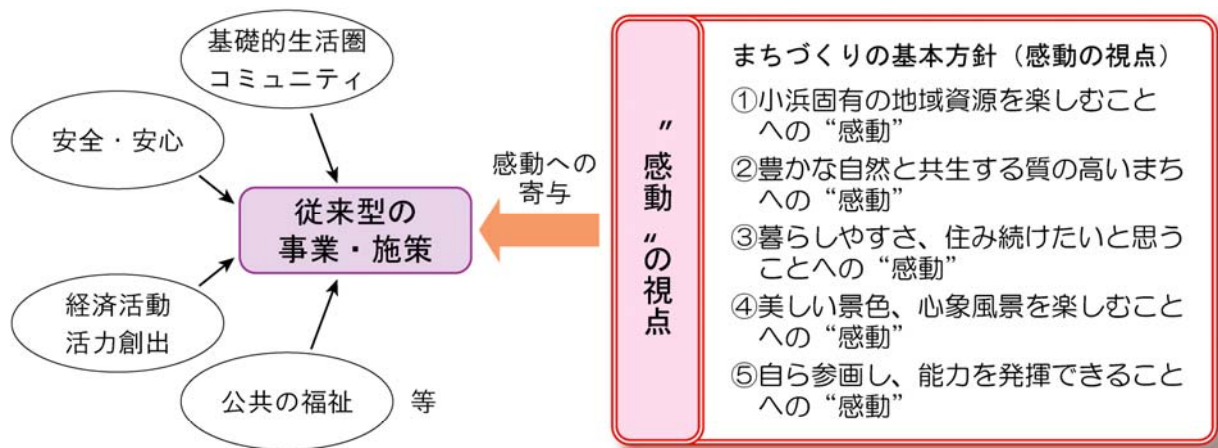
(3) 多様な主体が継続的に関わる仕組みづくり

感動とは、ただ単に美しいものを見て生まれるものではなく、その場所が有する歴史的背景やそこで生活する人々の暮らしぶり、時間の流れや匂い・音など“目に見えぬ何か”を含めた五感全体を通して感じることで、真の感動が生まれます。

また、そのような感動を守り・育むためには市民の関わりが不可欠であり、地域の誇りとして共有し愛着がもてるものでなければ、感動を未来に引き継ぐことはできません。

本市では、より良い地域づくりや地域活動の充実などに向けた協働^(※)の取組みの一つとして「夢づくりコミュニティ支援事業」を実施しています。また、平成23年度には、協働のまちづくりを積極的に推進するため「小浜市協働のまちづくり基本指針」を策定しており、“感動のまち”の実現に向けて、地域との協働によるまちづくりを推進します。

また、市民・団体・事業者の協働のまちづくりを評価し、その取組みを拡大していくとともに、地域の維持管理・運営を含めて多様な主体がまちづくりに継続的に関わるができるよう、意識啓発や支援制度の充実などを図っていきます。



“感動”を意識した事業や施策の展開

人と自然・歴史・文化を紡ぐ“感動のまち”おばま
— 地域力を活かした持続可能なまちづくり —

関係部局間の連携による戦略的な取り組み

多様な主体が継続的に関わる仕組みづくり

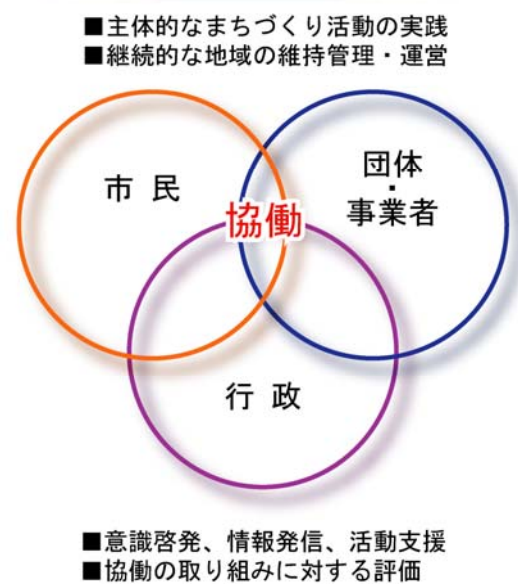
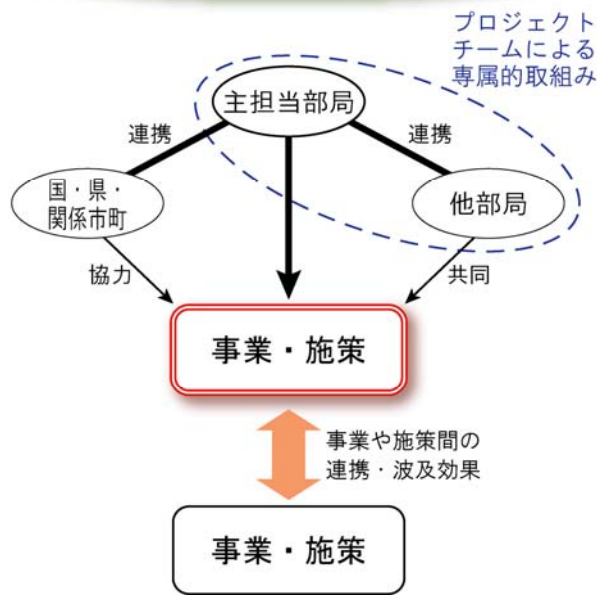


図 6-1 感動まちづくりの実現に向けた取り組みイメージ

6-2 感動まちづくりの先導プロジェクト

(1) 先導プロジェクトの位置づけ

本市には、海岸・山間・田園・河川の豊かな自然、それらに培われた食文化や伝統工芸産業、長い年月をかけて育まれた文化財群や伝統的町並み、放生祭や雲浜獅子といった伝統文化などが息づいています。

これらは全て、市民共有の財産・地域の誇りであるとともに、観光・交流の資源としても重要です。とりわけ「ちりとてちん」「江～姫たちの戦国～」などの舞台として全国から注目をあび、また、舞鶴若狭自動車道の整備により広域アクセスが飛躍的に高まる今だからこそ、感動まちづくりを進めることに大きな意義があります。

本計画では、感動まちづくりを推進する上で最も優先的・重点的に取り組むべき場所およびその事業や施策として、「中心市街地周辺のまちづくり」を先導プロジェクトに位置づけ、関係部局および市民・団体が連携しながら一体的に取り組んでいきます。

(2) 中心市街地周辺のまちづくりの重要性

① “感動のまち”の中心的役割と他の地域への波及効果

本市の中心市街地は、行政・医療・福祉・文化・商業などの都市機能だけでなく、自然・歴史・伝統・文化など「おばま」を象徴する地域資源が最も集積している場所であり、さまざまな感動まちづくりの展開が期待されます。

また、道路網や公共交通網が集中する交通の要衝でもあることから、誰もが容易にアクセスすることが可能であり、市民が足を運ぶ機会も多く、最も思い入れのある場所です。

さらに、中心市街地で感動を覚えた人が新たな感動を求めることも期待され、本市全体での感動まちづくりの活性化と来訪者の回遊性の創出へとつながっていきます。

② 多様な主体の関わりと持続可能なまちづくり

単発的な取組みでは真の感動は生まれません。また、一過性の感動ではリピーターも生まれず、持続可能なまちにはつながりません。

本市の中心市街地には、行政・医療・福祉施設や事業所だけでなく、地域のコミュニティ^(※)や歴史・伝統・文化の担い手である市民、その人たちを支える商業や地域産業など、さまざまな主体がまちに関わっています。

誰もが、いつまでも、いつ訪れても感動できるまちづくりを進めていくためには、多様な主体が不変的な価値観を共有しながら互いに連携し、継続的・発展的に取り組んでいくことが不可欠です。

③ 部局間や事業・施策間の連携

限られた財政の中で、感動まちづくりとしての事業効果を高めるためには、複数の部局や複数の事業・施策が連携しながら取り組んでいく必要があります。

中心市街地には、つばき回廊商業棟跡地の活用、(都)小浜縦貫線(広峰～大手町)の整備など本市の最重要と言える課題があります。これらは、感動まちづくりのあり方に大きな影響を与えるものであり、特に戦略的に取り組んでいくことが必要となっています。

(3) “感動のまち”の実現に向けたまちづくりの基本コンセプト

中心市街地では、地域資源を活かした賑いや交流の創出、商店街の活性化などに関する個別計画に基づく諸施策が検討・実施されているほか、「まちの駅」としてのつばき回廊商業棟跡地の活用や(都)小浜縦貫線(広峰～大手町)の整備などが喫緊の課題となっています。

また、市民・団体・事業者など多様な主体がまちに関わっており、それぞれが想いをもちながら暮らし、あるいは事業を営み、まちづくり活動を行っています。

本計画では、それら全てを“感動”というキーワードで結び付けるため、まちづくりの基本的なコンセプト^(※)を次のように定めます。

基本コンセプト① “おばま”にしかない魅力を次代にしっかり伝えます

鯖街道の起点としての趣きや伝統的町並み、放生祭をはじめとする歴史・伝統・文化、美しい海岸などが織りなす独特の雰囲気は、本市のかけがえのない宝です。また、長い歴史の中で市民の生活とともに培われてきたものであり、市民の誇り・心の拠り所でもあります。

現代を生きる私たちの責務として、見た目の美しさだけでなく、歴史的背景を含めたその本質までも次代にしっかり伝えていきます。

基本コンセプト② 時間をかけてまちの魅力を楽しめる環境を整えます

自動車社会の進展に伴い、私たちは利便性や時間的早さに価値観の重点を置きがちですが、中心市街地周辺は時間をかけてこそ、その魅力や感動を実感することができます。

成熟社会^(※)を迎え、本物が求められる今だからこそ、生活スタイルやまちの楽しみ方を改め直し、ゆっくりと時間をかけ、楽しみながら歩いて回れる環境を整えます。

基本コンセプト③ まちを戦略的にデザインします

つばき回廊商業棟跡地の活用や(都)小浜縦貫線(広峰～大手町)の整備は、先導プロジェクトの中でも最重要課題であり、“感動のまち”の実現を大きく左右します。

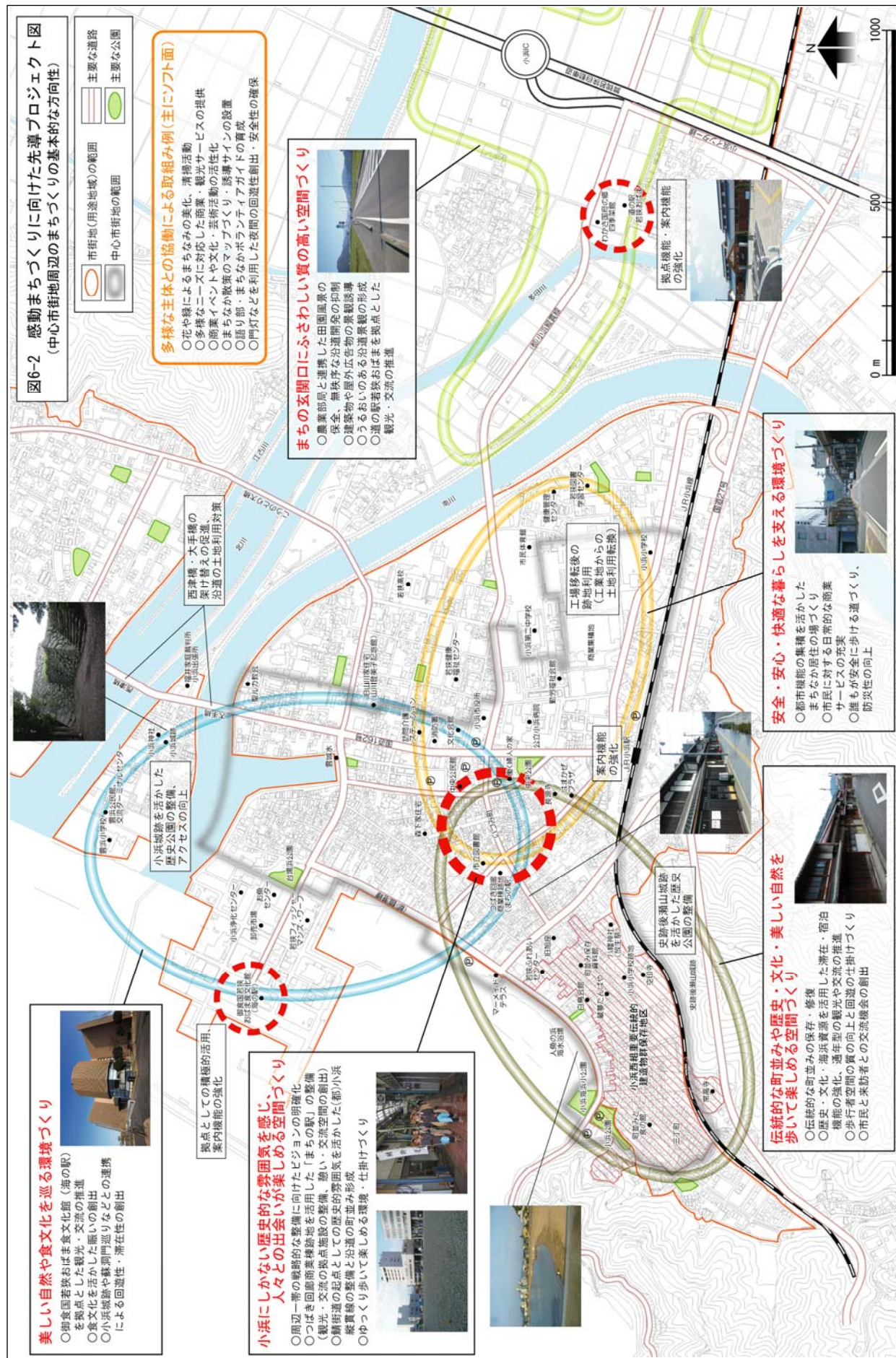
単なる機能論や景観としてのあり方だけでなく、歴史的な重み、周辺の地域資源との連携のあり方、一帯の市街地整備の進め方、さらには合意形成に係る過程も含めて、誰もが感動を共有できるようめざすべきビジョンを明確にしながら、戦略的にデザインしていきます。

基本コンセプト④ 多様な主体との協働によるまちづくりを展開します

感動とは、道路等の公共空間をきれいに整備する、シンボリックな建築物をつくる、町並みを整えるというようなハード整備だけでは生まれません。そこで生き生きと暮らす市民の笑顔、まちの中心としての賑やかさや楽しさ、清潔さや心地よさ、来訪者への温かなもてなしなど、ソフト的な取組みが不可欠となっています。

市民・団体・商店街・事業所など、まちに関わる多様な主体とのコミュニケーションの強化を図るとともに、多様な主体が達成感や満足感を味わいながら継続的にまちづくりに参画していただける体制や仕組みを整え、協働^(※)により感動まちづくりを進めていきます。

(4) 先導プロジェクト



6-3 都市計画マスタープランの推進に向けて

(1) アクションプログラム

“感動のまち”を実現するためには、「6-2 感動まちづくりの先導プロジェクト」で掲げた取り組みのほかに、さまざまな取り組みをきめ細かく丁寧に進めていく必要があります。

このうち、概ね今後 10 年間に特に重点的に取り組むべき主な事業・施策およびそれに関連して取り組むべき事業・施策をアクションプログラム^(※)として示します。

既に事業の着手や検討を開始しているものについては、速やかな事業完了をめざすとともに、“感動”の視点からの見直しや継続の可能性を検討し、未着手のものについては、事業化に向けた検討を行っていきます。

これらの推進にあたっては、数値目標を定める、“感動”の視点での評価手法を確立するなど、可能な限り達成目標を明確にするとともに、事業の完了後や概ね 10 年が経過した時点において達成度を客観的に評価・検証し、さらなる継続や新たな事業・施策へとつなげていきます。

なお、アクションプログラムは、主に行政が主体となったハード事業・施策を中心に記載していますが、これらに関連する市民・団体・事業者が主体となったソフト施策などについても、連携・協働しながら取り組んでいきます。

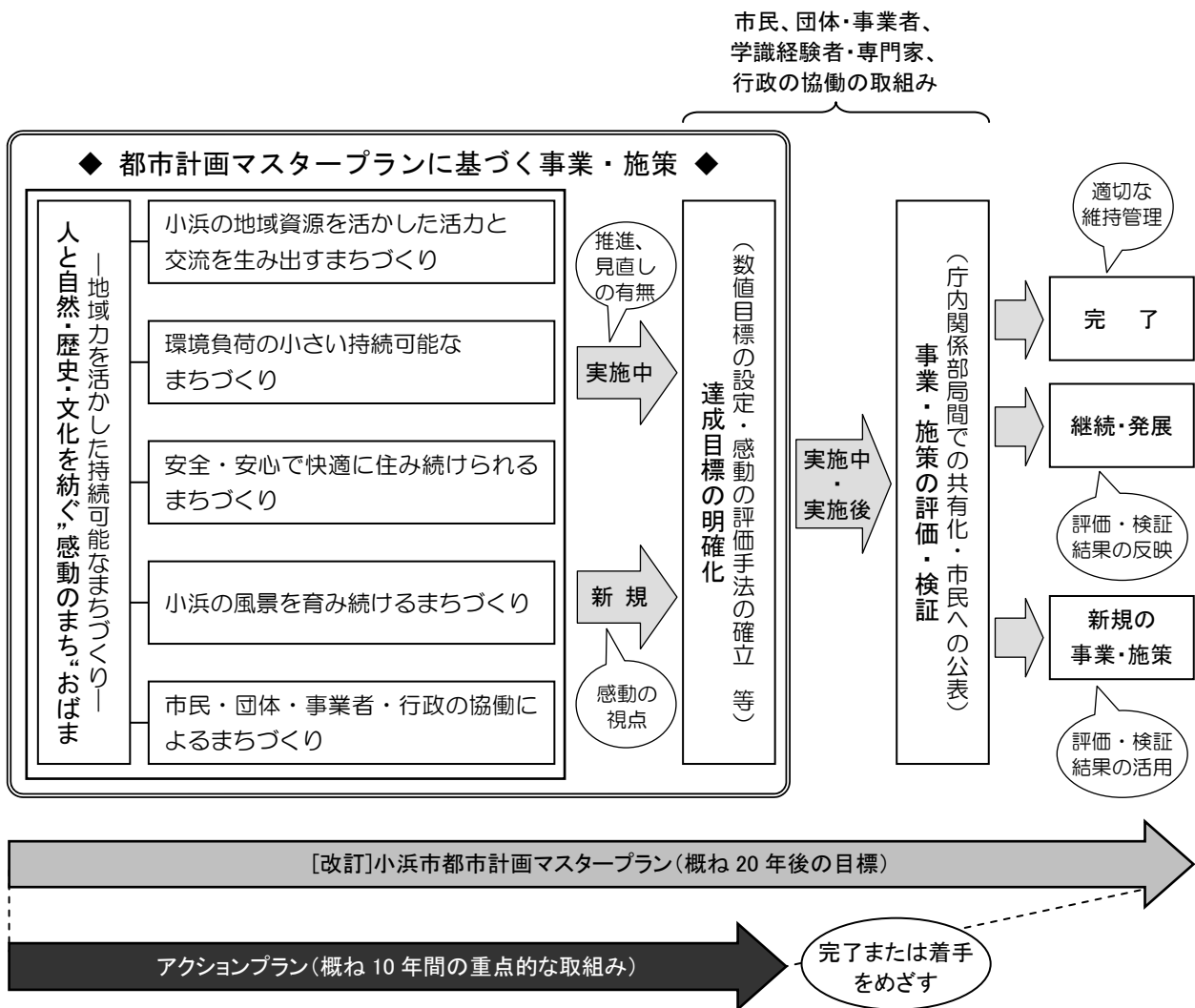


図 6-3 都市計画マスタープランに基づく事業・施策とアクションプログラムの推進イメージ

表 6-1 アクションプログラム

(事業・施策の着手年(調査・検討の着手を含む)を基準)

概ね 10 年以内の重点的な取組み (現在実施中のものを含む)	
<p>基本方針① 小浜の地域資源を活かした活力と交流を生み出すまちづくり</p>	<p>■つばき回廊商業棟跡地の活用、(都)小浜縦貫線(広峰～大手町)の整備</p> <p>めざすべきビジョンの明確化 → 「まちの駅」の整備 (都)小浜縦貫線・周辺市街地の一体的整備</p> <p>■歴史公園の整備 (史跡後瀬山城跡・小浜小学校跡地) (小浜城跡)</p> <p>■中心市街地活性化の推進 (商業・観光・交流機能等の充実)</p> <p>■その他地域資源の活用・魅力向上 (既存資源の有効活用・魅力の付加) (新たな資源の発掘・開発)</p> <p>■ネットワーク強化・回遊の誘導 (道路網の充実、誘導サインの整備) (歩行者・自転車利用環境の充実)</p>
<p>基本方針② 環境負荷の小さい持続可能なまちづくり</p>	<p>■まちなか居住の推進 (空き家等の活用・管理の仕組みづくり) (居住に対する支援) (公営住宅の修繕・改築)</p> <p>■郊外部での無秩序な開発の抑制 (小浜IC周辺・(都)小浜縦貫線沿道への特定用途制限地域^(※)の指定)</p> <p>■農地の適切な保全 (農地の集約化、担い手の育成 等)</p> <p>■既存ストック^(※)の有効活用 (社会資本^(※)の適切な維持管理・更新) (未利用地への機能導入・集約)</p> <p>■土地利用計画の見直し (まちなかの工場移転後の用途地域の変更)</p>
<p>基本方針③ 安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり</p>	<p>■快適な居住環境づくり (歩道の整備、バリアフリー^(※)化) (高齢者にもやさしいまちづくり) (農山漁村集落環境の改善)</p> <p>■防災の強化 (避難場所・避難路の整備、耐震化) (河川改修、山地災害の防止) (まちなかハザードマップの整備)</p> <p>■移動しやすい環境づくり (道路網の整備・充実) (公共交通網の充実、利用促進)</p> <p>■大規模災害への対応の強化 (大規模な地震・津波・洪水対策) (原子力災害対策)</p> <p>■都市計画道路の変更(一部廃止)</p> <p>■県・周辺市町との連携の強化</p>
<p>基本方針④ 小浜の風景を育み続けるまちづくり</p>	<p>■顔となる場所における良好な景観誘導、屋外広告物の規制・誘導 (JR小浜駅周辺) (まちの駅・いづみ町) (小浜IC周辺・(都)小浜縦貫線沿道)</p> <p>■伝統的町並みの保存・活用 (小浜西組重要伝統的建造物群保存地区^(※))</p> <p>■地域独自のルールづくり (地区計画^(※)、建築協定^(※)、緑地協定^(※)等)</p>
<p>基本方針⑤ 市民・団体・事業者・行政の協働によるまちづくり</p>	<p>■住民主体のまちづくりの推進 (夢づくりコミュニティ支援事業との連携)</p> <p>■まちづくりを担う人材の育成 (情報提供、学校教育との連携)</p> <p>■まちづくり活動拠点の強化 (公民館の整備・機能充実)</p> <p>■評価の仕組みづくり</p> <p>■地域まちづくり活動への積極的支援</p>

(2) 都市計画マスタープランの進行管理

本計画は、「感動のまち」おばまを実現に向けたまちづくりの方向性や、そのために必要な取組みなどを多面的な視点から定めたものであり、今後の事業や施策は、本計画に基づき関係部局と連携して取り組んでいくことになります。

しかし、本計画は概ね 20 年後の平成 42 年度を目標とする長期の計画であり、その間に社会経済情勢や市民のニーズなどが変化することが考えられます。

「感動のまち」おばまの確実な実現をめざすため、事業や施策の進捗などに合わせて都市計画マスタープランの達成・進捗状況について評価・検証を行うなど、関係部局とも連携しながらPDCAサイクル^(※)の確立を図ります。

評価・検証にあたっては、計画の硬直化を防止するとともに市民ニーズなどを的確に反映するため、アンケート調査の実施や市民参画の場の確保を図ります。さらに、評価・検証の結果を市民に公開しながら感動まちづくりの進捗について共有化を図るなど、透明性の高い進行管理を進めます。

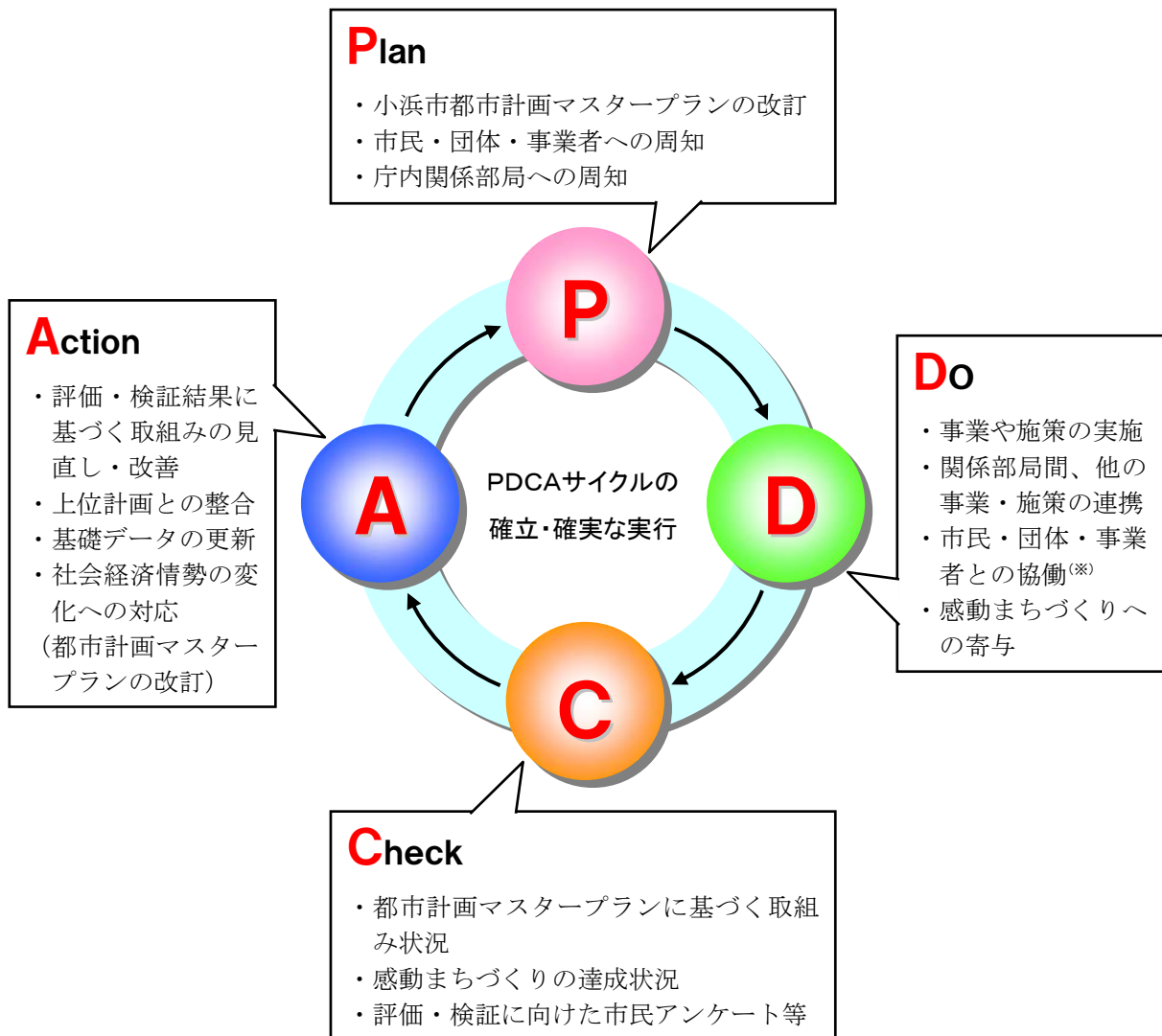


図 6-4 小浜市都市計画マスタープランの進行管理（評価・見直し）のイメージ

(3) 都市計画マスタープランの見直し

本計画は、現時点において望ましいと考えられるまちづくりの方向性やその実現に向けて取り組むべき事業や施策などを、“感動のまち”をテーマに定めています。

しかし、少子化・高齢化の進展や経済活動の低迷、自然災害の頻発など本市を取り巻く社会経済情勢は刻一刻と変化しており、地方分権改革^(※)の推進や財政状況の変化などにも柔軟に対応していかなければなりません。

また、舞鶴若狭自動車道の整備延伸などにより本市へのアクセスが飛躍的に高まり、来訪者が増加することが期待されることから、感動に求められる条件や多様なニーズなどにもしっかりと対応していくことが必要です。

このため、“感動のまち”を骨格的な基軸に据えつつ、本計画がより実効性のあるものとなるように、次の視点から見直しを行っていきます。

①経年変化に応じた見直し

概ね5年ごとに実施される国勢調査や都市計画基礎調査などに基づき、人口・世帯数の推移、産業動向、土地利用・開発の動向、都市計画関連事業の進捗状況など、さまざまなデータの更新を行い、これらを根拠とする将来予測について見直しを行います。

こうした将来予測の見直しを含め、社会経済情勢の変化や市民・来訪者ニーズの動向などを踏まえつつ、都市計画マスタープランが硬直化しないよう、次の段階を見据えたプランに見直していきます。

②上位計画等の策定（改訂）に伴う見直し

本計画は、全国レベルの計画である「国土形成計画^(※)」をはじめ、「第5次小浜市総合計画」、「小浜上中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）^(※)」などの上位計画に即しながら見直しを行っていますが、これらの上位計画についても、社会経済情勢の変化などに対応するため定期的な見直しが行われています。

特に“感動のまち”の実現をめざす上では、関係部局との連携・協力が不可欠であり、全庁が一体となってまちづくりを進めるためにも、上位計画等の策定（改訂）に合わせた見直しを行います。

③大規模プロジェクトの実施に伴う見直し

北陸新幹線の金沢～敦賀間の新規着工方針が平成23年12月26日に決定し、今後、新幹線を活かした企業誘致や広域交流・観光などに福井県全体が連携・協力して取り組んでいく必要があります。

さらに敦賀以西についても、若狭ルートの実現に向けて沿線自治体や関係機関が連携して積極的な取り組みを行っていく必要があります。

こうした大規模プロジェクトは、本市の骨格形成に大きな影響を与え得るものであり、これらに合わせた見直しを行っていきます。

